

ネット上の複数者による創作に係る課題に関する検討経過報告

平成 23 年 1 月 17 日

契約・利用ワーキングチーム

1. 問題の所在

法制問題小委員会契約・利用ワーキングチーム（以下「本WT」という。）は、ネット上の複数者による創作に係る課題（以下「本課題」という。）を検討するものとして、前期に引き続き、平成 22 年 2 月 18 日の法制問題小委員会において設置された。

本課題に関しては、法制問題小委員会における検討に先立ち、知的財産戦略本部「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」及び「コンテンツ強化専門調査会」において議論がなされ、その結果を踏まえ、「知的財産推進計画 2009」及び「知的財産推進計画 2010」に、関連する記述がなされている。

（参考 1）知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について＜検討経過報告＞（平成 20 年 5 月 29 日）」関連部分抜粋

3. 改革が必要な課題について

（4）投稿サイトやブログなど他人の創作物を相互に利用し合いながら創作するケースなど新しい創作形態への対応が明確ではない。

一般人のコンテンツの創作・公表が新たなビジネスモデルを生みつつある。ネット上における一般人のコンテンツの創作・公表に伴う法的な課題を解決し、コンテンツの創造と流通を一層促進する必要がある。

〈具体的課題〉

①～③ 略

④ 多数の者の関与によって作成されたコンテンツの権利管理ルールの明確化。

（参考 2）知的財産推進計画 2009（2009 年 6 月 24 日）施策一覧【第 3 章】項目番号 277

3. ソフトパワー産業の成長戦略を推進する

（7）デジタル・ネット時代に対応した知財制度等を整備する

⑥ インターネット上でのユーザーの自由な創作・発表を促進する

ユーザーの自由な創作・発表を促進するための自主的な取組を支援するとともに、複数の者が創作に寄与するコンテンツの権利の取扱い等について検討を行い 2009 年度中に一定の結論を得る。

（参考 3）知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会「知的財産推進計画 2010（仮称）」骨子に盛り込むべき事項について（コンテンツ強化関連）（平成 22 年 3 月 23 日）（関連部分抜粋）

2. 海外からも優秀な人材が集まる魅力的な「本場」を形成する。

（3）クリエイターの裾野を拡大するとともにユーザーによる創造活動を促進する。

【施策】

・二次創作（パロディ含む）やネット上の共同創作の権利処理ルールを明確化する。（中期）

(参考4)「知的財産推進計画2010(2010年5月21日)IV. 分野別戦略」

戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進

2. 海外からも優秀な人材が集まる魅力的な「本場」を形成する。

(3) クリエーターの裾野を拡大するとともにユーザーによる創作活動を促進する。

19 二次創作の権利処理ルールの明確化(中期)

二次創作(パロディ含む)やネット上の共同創作の権利処理ルートを明確化する。

本WTでは、これらの問題提起を受けて、本課題の検討を前期から開始した。昨期は、本課題の検討に先立ち、そもそも一口に「ネット上の複数者により創作される著作物」と言っても、共同著作物、結合作物等、概念上様々な形態のものに分類でき、それぞれ著作権法上の位置付け等が異なり、さらには、ネット上で創作される著作物については、創作のされ方等に関して従来の著作物とは異なる様々な特性があると考えられるとの認識に基づき、従来必ずしも十分な議論が行われていなかったこれらの問題につき、まずは検討を実施した。

今期は、ネット上で複数者により創作される著作物に関して、主に権利処理ルールの明確化という観点から、契約による対応の可能性と立法措置による対応の可能性の検討が必要との問題意識の下、実際にサービスが提供されている国内外の事例の分析や海外での議論状況の把握も含めて、契約による対応の可能性についての検討を行った。

2. 開催状況、検討経過

○ 第10期第1回 平成22年3月29日(月)

奥邨チーム員から「UGC(User Generated Content: ネット上でユーザーが創造するコンテンツ)に係る法的課題」に関する発表が行われ、それに基づく意見交換・質疑応答を実施した。

○ 第10期第2回 平成22年5月17日(月)

川上チーム員から「ニコニコ動画におけるネット上の複数者の創作によるコンテンツの現状」に関する発表が行われ、それに基づく意見交換・質疑応答を実施した。

○ 第10期第3回 平成22年7月14日(水)

野口チーム員から「海外のリミックスサイトの紹介及びリミックスにおけるライセンスに係る法的論点等」に関する発表が行われ、それに基づく意見交換・質疑応答を実施した。

3. 今後の方針

本WTは、ネット上で複数者により創作される著作物に関して、主に権利処理ルールの明確化という観点から、契約による対応の可能性を中心に、立法措置による対応の可能性も含めて、今期に引き続き、更なる検討を実施することとしたい。

◆ チーム員名簿

	おくむら 奥邨	こうじ 弘司	神奈川県立大学経営学部国際経営学科准教授
	かわかみ 川上	のぶお 量生	株式会社ドワンゴ代表取締役会長
座長	すえよし 末吉	わたる 瓦	弁護士
	なえむら 苗村	けんじ 憲司	情報セキュリティ大学院大学客員教授
	のぐち 野口	ゆうこ 祐子	弁護士
	べっしょ 別所	なおや 直哉	ヤフー株式会社法務本部長
座長代理	もりた 森田	ひろき 宏樹	東京大学教授

(以上7名)